

法務省民一第1550号
平成24年6月25日

法務局長殿
地方法務局長殿

法務省民事局長

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う戸籍に関する従来の通達の取扱いについて（通達）

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号。以下「入管法改正法」という。）、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号。以下「住基法改正法」という。）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成23年法務省令第43号。以下「改正省令」という。）の一部が本年7月9日から施行されることに伴い、従来の外国人登録証明書及び外国人登録原票に代わるものとして、中長期在留者（入管法改正法による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第19条の3に規定する中長期在留者をいう。以下同じ。）に対しては在留カードが、特別永住者（入管法改正法による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「入管特例法」という。）に定める特別永住者をいう。以下同じ。）に対しては特別永住者証明書が、それぞれ交付されることとなりました。

また、住基法改正法による改正後の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）の規定により、中長期在留者及び特別永住者を含む一定の在留資格等を有する外国人住民については、住民票が作成され、その写しが交付されることとされました。

これらの法令改正に伴い、昭和30年2月9日付け法務省民事甲第245号当

職通達等を下記のとおり改めますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

なお、この通達中、「規則」とあるのは、改正省令による改正後の戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）をいいます。

おつて、この通達に反する当職通達又は回答は、この通達によって変更し、又は廃止しますので、念のため申し添えます。

記

第1 昭和30年2月9日付け法務省民事甲第245号当職通達の一部改正

本文中「その身分関係を証する戸籍謄抄本(本国当該官憲発給の身分関係の証明書を含む。)又は本人の登録原票記載事項証明書(発行の日から一月以内のもの)」を「本人の住民票の写し(発行の日から三月以内のもの)並びにその身分関係を証する戸籍謄抄本(本国当該官憲発給の身分関係の証明書を含む。)等」に改め、「追つて」以下を削除する。

第2 昭和56年9月14日付け法務省民二第5537号当職通達の一部改正

- 1 二中「本国法上の文字」を「ローマ字」に改める。
- 2 二の次に次の二節を加える。

三 国籍喪失届書における国籍を喪失した者の表記

国籍喪失届書に記載する国籍を喪失した者の氏名は、戸籍に記載されている氏名で表記し、その下に外国人としての氏名をローマ字で付記させなければならない。ただし、届出人が外国人としての氏名をローマ字で付記しないときでも、便宜その届出を受理して差し支えない。

四 国籍喪失の報告における国籍を喪失した者の表記

官庁又は公署から国籍喪失の報告がされたときは、報告者に対し、国籍を喪失した者の外国人としての氏名をローマ字で表記した資料を添付するよう協力を求めるものとする。ただし、報告者が外国人としての氏名をローマ字で表記した資料を添付しないときでも、便宜その報告を受理して差し支えない。

第3 平成元年10月2日付け法務省民二第3900号当職通達の一部改正

第8の1(2)中「外国人登録証明書」を「在留カード、特別永住者証明書又は住民票の写し」に改める。

第4 平成5年4月9日付け法務省民二第3319号当職通達の一部改正

本文中「特別永住者である旨の記載がある外国人登録証明書」を「特別永住者証明書」に、「登録原票記載事項証明書」を「住民票の写し」に改める。

第5 平成20年4月7日付け法務省民一第1000号当職通達の一部改正

- 1 第1の5(2)ア(ア)①ii中「戸籍の附票の写し、住民票の写し又は外

国人登録原票の写し」を「戸籍の附票の写し又は住民票の写し」に改める。

- 2 第1の5(2)ア(ア)①並中「戸籍の附票、住民票又は外国人登録原票」を「戸籍の附票又は住民票」に改める。

第6 経過措置等

- 1 中長期在留者又は特別永住者が入管法改正法の施行前から所持する外国人登録証明書については、次の期間は、規則第11条の2第1号並びに第3及び第4による改正後の各当職通達にいう在留カード又は特別永住者証明書とみなすとされた（改正省令附則第24条第1項第1号、入管法改正法附則第15条第2項、第28条第2項）。

(1) 外国人登録証明書を在留カードとみなす期間

ア 永住者

平成27年7月8日まで（平成24年7月9日に16歳に満たない者にあっては、平成27年7月8日又は16歳の誕生日（当該外国人の誕生日が2月29日であるときは、当該外国人のうるう年以外の年における誕生日は2月28日であるものとみなす。以下同じ。）のいずれか早い日まで）

イ 入管法別表第1の5の表の上欄の在留資格を決定され、同表の下欄（ニに係る部分を除く。）に掲げる活動を指定された者
在留期間の満了の日又はアに定める日のいずれか早い日まで

ウ ア及びイ以外の者

在留期間の満了の日まで（平成24年7月9日に16歳に満たない者にあっては、在留期間の満了の日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで）

(2) 外国人登録証明書を特別永住者証明書とみなす期間

ア 平成24年7月9日に16歳に満たない者

16歳の誕生日まで

イ 平成24年7月9日に16歳以上の者であって、入管法改正法の規定による廃止前の外国人登録法（以下「旧外国人登録法」という。）第4条第1項の規定による登録を受けた日（旧外国人登録法第6条第3項、第6条の2第4項若しくは第7条第3項の規定による確認又は旧外国人登録法第11条第1項若しくは第2項の規定による申請に基づく確認を受けた場合には、最後に確認を受けた日。以下「登録等を受けた日」という。）後の7回目の誕生日が平成27年7月8日までに到来するもの

平成27年7月8日まで

- ウ 平成24年7月9日に16歳以上の者であつて、登録等を受けた日
後の7回目の誕生日が平成27年7月9日以後に到来するもの
当該誕生日まで
- 2 中長期在留者及び特別永住者以外の外国人に対しては、在留カード又は特
別永住者証明書は交付されず（入管法第19条の3、入管特例法第7条），
当該外国人が入管法改正法の施行前から所持する外国人登録証明書は在留カ
ード又は特別永住者証明書とみなされないため、当該外国人については、規
則第11条の2第1号に掲げる旅券等の他の書類の提示を求ることにな
る。